

Title	内外興信制度の研究 ( 上 )
Sub Title	
Author	山崎, 繁樹
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.6 (1916. 6) ,p.854(112)- 865(123)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160601-0112">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160601-0112</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るを問はずして悉く長期間に於ては代價は生産費に一致するの傾向あり、而して地代は生産費の一項目をなすと認むるものであるからして、地代變動は代價に影響を與へる、他の事情の變らざる限りは地代増加すれば供給の減少を通じて代價の騰貴を來し地代減少すれば供給の増加を通じて代價の下落を來すものと考へる。而してそれは單に生産者との取引に於ける代價の場合に然るのみならず、商店敷地の地代の變動が其の賣價に及ぼす影響の場合にも同様であると信するものである。(完)

附言「地代概論」の題目の下に論ずべき事柄は猶ほ澤山あるが、餘り長くなるからそれは後日を期するとして今は一と先づ筆を置いて此の稿を結ぶことにする。(五、五、一五)

の、確實なるや否やの判定に至りては、従前に比し甚だ困難なる事情存するが故に、近時世人の注意を促すに至れり。是れ蓋し今日の産業社會に於て自由競争轉住及營業の自由の認められたるより生じたる結果にして特に重要なものなり。

以前は信用取引の行はるゝは同一地域内に於ける少數のものゝ間に限られしが、今日は其範圍非常に廣く、且日常に於ける信用取引の數の非常に増加しかる結果として、債權者債務者間の關係以前の如く密接なる能はざるに至れり。其他一事業に於ける營業主の絶へず變更するあり、營業及住所の急速に變更せらるゝあり、多數の無資産無經驗なる若輩の徒にして營業を始むるもあり、行商又は代理商業者の中には條件事情の如何を顧みず只管取引を行はんと欲するあり、永く其得意を維持する能はざるにも拘らず無法なる不正競争を試むるもあり、又これと

### 内外興信制度の研究

山崎 繁 樹

#### 一、興信制度の必要

凡そ商取引を爲すには、其相手方に盛衰の免れざる以上、其資産の現状を知ること、又信用の確實なる者と然らざる者とある以上、其信用程度を知ることの必要なるは特に贅する迄もなし。而して信用取引の確實なるや否やを決定する爲に次の三條件を必要とす、即ち(一)債務者債務を辨濟する能力を有し(二)且之れを辨濟せんとする意思を有すること(三)若し債務者が辨濟せざる時は之れを強制する法律上の保障あること之れなり。現今に於ては信用取引に對する法律上の保障は殆んど完備の域に達し居るが故に、少なくとも文明國に於ては此の點に關し特に注意を拂ふ必要少なしと雖も、信用取引其も

相關聯して長期信用輕率なる信用の授與の一般に行はるゝが如き、此等は凡て信用取引の危険を増大せしめ、且他方には競争を激甚ならしめて以て過度の信用を與ふるに至らしむるなり。

信用取引の危険増加と過度の信用授與とは互に兩立すべからざる事なるが上述の事情は此の重大なる矛盾を生じ惡影響を實業社會に及ぼし又現に日常及ぼしつゝあるなり。斯かる重大なる弊害に對しては從來種々の救濟策の講せられたるものと雖も未だ何れも完全の域に達したるものなく、此等の救濟策中比較的効果を有するは唯、一に過ぎざるが如きは注目に値ひするものと云ふべし。即ち從來世人によりて試みられたる信用改善 (Kreditreform) 又は信用保險 (Kreditversicherung) (註)等の如き一は果斷なる提供なるも實行が伴はず他は實行が伴ふも施設の効果の微弱なるに反して獨り現在興信所の制度は自由競争の基礎の上に立ちて克く其弊害を

防遏するを以て遂に今日の有力なる交易機關の一たるに至れり。

(註) 信用保險は製造家若しくは卸商人が其信用如何は詳細に知らざるも其取引の有利なるべき見込あるより信用にて小賣商へ商品を送付する時に方り其危険に對する保險を保險會社と契約するものにして一千八百八十八年「メイバート」が Initial Loss System を工夫して以來大に面目を改めたり而して此初損負擔法は掛代金の不拂より生じたる過去五箇年間の損失を平均し保險契約以後の損失額が其一箇年の平均損失額以内なるときは之れを保險契約者自己の損失 (Own Loss) となし若し其損失額が初損を超過したる場合には保險會社は Excess Loss のみを賠償する責に任ずるものなり此「システム」は生命、火災、海上等の保險と均しく自衛の理論より割出されたるものにして生命保險に在りては被保險者は

保險契約後と雖も衛生に注意することは以前に變りなく火災保險に在りても火災を起したる者を法律は罰するのみならず通例保險價額は保險金額より高きを以て契約者は保險を附しながら常に火災を豫防し又海上保險に在りても契約者一己の利害のみならず他の多數の貨物及人命にも關することなれば海上の損害は人力の及ぶ限り豫防せらるゝものなり信用保險は此方法に依るものなるが故に其契約者が保險金を得んとすれば自己に於て初損を負擔せざるべからざるを以て自然無謀に手を擴げ見込もなき取引を爲すが如きこと無かるべし、試みに American Credit Indemnity Co. の千九百年の成績を見るに保險契約金高一千五萬弗に對し收入保險料四十五萬弗賠償額八萬弗を示せり。

## 二、興信所の歴史

興信制度の最も原始的形式たる得意先に依る

信用調査 (Geschäfts freundliche Auskunft) は信用取引發生したる當時既に存在したるものなり。此方法は隔地取引の場合に於ては一般に時勢に適せざる缺點ありと雖も今日尙廣く實際に行はるゝ所のものなり。然れども此方法は大きな商業中心地の増加するに従ひ同地取引に於ても亦其の地歩を失ふに至れり。これ蓋し其の調査が皮相の觀察に落ちて正鵠を得難きと又真相を得居る時にも情實の爲めに信頼し難きものとなるの二つの缺點を有するが故に外ならず。而して此種の缺點は今日の如く發達せる實業上の行爲に於ては凡て他人の好意に訴ふる助力に就て免れ難き所なり。此故に今日此方法の實際に用ゐらるゝは特別の理由よりして職業的興信所を求むる能はざるか又は調査報告に對し好意的助力の依頼を受けたる者が其被調査人の信用を單に世評若しくは僅々二三回の取引に依るに非ずして實際正確に熟知せることを信用授與

者に於て知れる場合に限らるゝ有様なり。彼の信用授與者が自己の取引銀行に就き又は取引銀行を経て被調査人所在地の銀行に就て求むる所謂銀行家に依る信用調査 (Bankier Auskunft) の意義も實に此點に存するなり。然れども銀行家は屢次之れが報告をなすに不適當なる地位に在ることあり。即ち銀行は自己が全く知らざることに關し調査を依頼せらるゝ時は寧ろ自ら他人に之れを尋ねざるべからざる場合あるべし。又銀行家は周圍の事情を熟考の結果又は自己の利害より打算して忌憚なき開陳をなさざることあるべし。特に獨逸に於ては費用を要せざる點よりして好んで此の幼稚なる調査の方法を屢次採用するものあれども、斯くの如きは誤れるの甚だしきものにして結局非常の浪費となるに至ることあり。此等の缺點を避けんとするには信用調査を專業とする一の經濟機關の必要を生ず。興信所は即ち斯かる分業の必要よりして過去三



四十年間に到る處の文明國に設立せられたるものなり。而して興信所設立に特に力を致したるものは代理業者、仲買人、辯護士等の如き特に他人の信用に關する質問を受くること多きもの又は其他の理由よりして從來の制度の下に特に不便を感じたる人々なりとす。英國に於ては既に千八百三十年代の終りに於て一興信所の設立せられたるものあり此の興信所の設立は以前より行はれたる破産其他實業上の重要な事件の記録に其起源を發したるものにして此等の記録は一定の代價を以て豫約者間に配付したるなり。隔地者間に於ける信用調査の爲めに確實なる一機關を創立したるは紐育に於ける一辯護士にして千八百四十一年南方諸州との交易の爲めに一興信所を設立したるに始まる佛國に於ける最古の興信所は千八百五十七年信用保險會社の解散せられたるに際し始めて設立したるものなり。獨逸に於ては千八百六十年「ステッチン」の

一仲買人が商人の信用問合せに對し小額の手數料を徴收したるに始まる。然れども興信所制度が其本來の發達をなしたるは千八百六十年代の事にして今日此等興信所の内には克く百萬の質問に應ずるもの有るなり。獨逸に於ける興信所制度發達の功蹟は之れを伯林のヴェンメルプフェング氏に歸せざるべからず。氏は又多くの學術的價値を有する著作をなして此問題を論じたり。又其興信所の名稱には *Auskunftei* なる文字を用ゐしが此語は今日一般に興信所なる意義を有するに至れり。本邦に於ては商業興信所は明治二十五年初めて大阪四銀行の發起に成り日本銀行之れに多大の補助金を與へ東京興信所は同じく二十九年日本銀行及京濱間の重なる銀行の發起する所に係るものなり。

### 三、興信所の組織

興信所の目的として務むべきは一の組織を作り之れによりて實業家に對し、隨處に居住する

他の實業家の狀況に關し吾人の調査し得る最も正確なる報告を迅速に與へ、且同一人に付きて起る其後の變化を遲滞なく知らしむるにあり。此の任務たるや其性質上甚だ困難なるにも拘らず既に各國の大興信所によりて略満足なる方法を以て解決せられたる所なり。然れども各興信所は其職務遂行の範圍並に種類によりて異なる所あり。即ち北米合衆國の興信所は資産信用録 (*Referendbücher*) なるものを調製し之れを其回報依頼者に使用せしむるの方法を採る。資産信用録とは一國に於ける殆んど凡ての會社商店を都市別に記録し尙事業の種類に關する簡單なる報告資産評價及其信用の程度を叙せる廣汎なる記録なり。(註一) 然れども之れは一つの補助報告に過ぎずして、實際信用程度を報告するには尙常に其他の特別なる調査を必要とするなり。北米合衆國に於ける大興信所の資産信用録は年四回之れを訂正印刷し、而して其終りに定期刊

行するものなり。(註二) この故に一度文書上の報告を受けたる者は其後何等の請求を爲すことなくして一箇年内に起れる變化の報告を受くべし。然れども獨逸其他多くの國の興信所は此種の資産信用録を調製することなく専ら多數の審問に對し回報するを以て其主たる業務となせり。合衆國の大興信所を除けば此獨逸式審問回報(又は報告)の制度は詳細にして根本的なるを以て其特色となす。之れに反し英佛に於ては世人一般に回報の簡單なるを好むの風あり。此點は各々其國民性の興信制度の上に自ら反影したるものなるべし。簡單なる信用回報の外に尙所謂特別回報 (*Sonderberichte*) なる制度あり。此回報に對しては其特別なる利害の大小、事件調査の難易によりて特別なる報酬を要求するなり。多數の興信所の中には商業上特に不確實なる債權の取立を行ふものあり。此の方法による時は悪意又は拂ひ癖悪しき實業家も興信所

は對しては其信用を失墜することを恐るゝが故に、自ら一種の壓迫となりて其取立を容易ならしむ。更に興信所が實業家及辯護士雙方に連絡あるよりして、斯かる事件にまで其關係を利用せんとする行爲は其れ自體は有益なる業務なるべしと雖も而も全く異なりたる目的の爲めに生じたる關係を斯かる執行上の事に迄利用せんとするの可否に就きては多少の疑なき能はざるなり。

註一、紐育なる「ブラッドストリート」興信所の發行する資産信用録は二千五六百頁を有し之に登録されたる人員は無慮百三四十萬人に達せり同所の之を印刷する機械部の設備は同地の大新聞社も及ばざるべしと稱せられ信用録四「ページ」掛の輪轉印刷機械十臺を据付け外に經濟金融及商況に關する週刊雜誌の印刷機械並に種々なる製本機械を備ふ、機械室の階上は文選及組立室にして此處にて組立てら

れたる原版は電氣仕掛の昇降機に依りて階下へ降され印刷機も亦電氣力に依りて運轉せる有様にして是れを五十年前登録商人數二萬人許りにして僅々百二十頁程の信用録を發行せし當時に比すれば其進歩の度頗る急速なるを窺ふに足るべし。

註二、我が東京興信所及商業興信所も之れを發行せるも何れも登録商人數は約三萬人位にして毎年一回訂正刊行せり。

四、内外興信所の職務遂行の難易

興信所が回報に對する材料を得る所 (Sources) は(一)銀行(二)裁判所(三)被調査人の同業者並に被調査人其者が主たるものにして其他雜多の Sources あるも特に茲に之を叙するの必要を見ず而して外國に於ては銀行は多く秘密主義を採り大興信所に對しても其要求する全部を開陳せず此點は外國の興信所が我が大興信所と成立ちを異にし彼の銀行は單に興信所規定の加入金を

支拂ひて加入せる外には何等の關係を有せざるに依るなり又米國にては不動産の賣買抵當書入等々は法律家及公證人に依りて取扱はれ本邦の如き登記所の設け無ければ此等の取調には困難多し即ち公證人は内外共に公證人規則の支配を受け職務の性質上絶對秘密を恪守すべきものなるが故に大興信所と雖も公證人を通して不動産の取調を爲すことを得ず、されば少なくとも良き法律家を手に入るゝことを要すべきが是れ亦其數尠からざるを以て悉く連絡を付くることの實行は頗る困難なるものあり、次に被調査人の同業者に就きて營業の状態信用程度其他に對する間接の調査を行ふことなるが本邦興信所の行へる所と格別の差異又は難易は有らざるなり。以上を我が興信所が得る所の Sources に比較對照するときは一見彼れの調査は甚だ困難にして我れの調査は甚だ容易なるが如くに感ぜらるゝも彼れの調査は被調査人其者に就きて行ふことが

主にして其他の Sources は即ち之を補ふに過ぎざるなり其然る所以のものは被調査人が興信所に向て爲す所の資産若くは營業狀態に對する陳述は法律上直接債權者に向て提出する Statement と同意義に解釋さるゝが故に若し虚偽の陳述を爲し置きて萬一破産する時は詐偽破産者として刑事被告人となることを免れざると又一般が不實の告白は結局自己の爲めに不利益なりとの觀念を有することが偶々興信所をして其職務を比較的容易ならしむるものなり。(註)之れに反し我が興信所は法律上未だ正當なる利益の代表者と認めらるゝが如きことなく從て之れに向て爲す所の被調査人の虚偽の陳述に對する制裁は全く之れあらざるのみならず道徳上の觀念と云はんよりは寧ろ國民性に差異ありて虚偽の陳述を特に罪惡とも思はざるが如く稅務署に通告する所と興信所に告白する所とは甚だしき相違あるを通例とす故に本邦の興信所は被調査人其者に

就き直接に取調ぶることを主とするは回報の正  
 偽を得難き所以にして且危険なるものあれば被  
 調査人が大會社又は大商店なる場合若くは不得  
 已場合の外之れを避けざるべからず。然り而し  
 て我が大興信所は其成立ち上銀行との關係頗  
 る密接にして被調査人の銀行との取引は細大漏  
 さず大興信所に反響し又裁判所登記所とも其  
 創立の當初より密接の連絡が維持せられ不動産  
 の抵當書入れ差押競賣其他財産に關する訴訟事  
 件等は是亦大小悉く彼等の備ふる夫れ々々の臺  
 帳に移さるゝが故に此二つの sources より得る  
 所のものは殆んど完全と云ふべく之れに未だ完  
 全の域に達せざる動産即ち公債株券等の取調を  
 併せたる内部の調査は營業の狀態信用等に對す  
 る外部の調査即ち被調査人の同業者に就き取調  
 ぶる所と相俟て間接調査を成就するものにして  
 此の間接調査が即ち主にして被調査人其者に就  
 き取調ぶる直接調査は従たるものなり。

要するに彼我興信所の職務遂行に就きては彼  
 れに易なる所は我れに難なり我れに易なる所は  
 彼れに難なり一易一難一得一失あるは畢竟彼我  
 の司法制度、國民性、興信所對銀行關係等に差  
 異なるが爲めに於て概括的に比較すれば彼我格  
 別の差異は有らざるべきなり。

註 The Law Relating to Mercantile Agency, T. W. Erra-  
 nt(Philadelphia, 1889); A treatise on the Law of Agency  
 (Indianapolis, 1902) 參照

### 五、回報に對する理想

説明便利の爲めに被調査人の資産信用を一尺  
 と假定し此一尺を表はしたる回報を審問者即ち  
 調査依頼者に向て提供することが興信所回報に  
 對する理想なり。然れども此理想は少くも現在  
 に於ては到底實現せらるべくも非ざるが故に一尺  
 のものを八九寸若くは一尺一二寸にて表はすこ  
 とを得たるものを以て先づ十分なる調査と看做  
 さざるを得ずして若し之れを三五寸若くは一尺  
 五七寸と云ふが如くに表はされたる時は其調査

は不完全と云ふべく、斯かる回報は管に參考に  
 ならざるのみならず被調査人に不利益を蒙むら  
 しめ又は債權者に意外の損失を醸さしむる虞あ  
 るなり。

今、回報に對する理想たる十二分の調査の實  
 現不可能なる理由を説明せんに假令被調査人自  
 身に於て自己の資産高を計算するとして動産の  
 或種類又は不動産は其評定の如何に依り全く同  
 一の資産にして甲と乙との計算には差異あるを  
 免れず。其大資産を有し取調關係の錯雜せる商  
 人に於て殊に然りとす、斯の如く自己の資産を  
 自己が計産する場合に於てさへ評定の仕方に依  
 りて表はるゝ所の結果の常に同じからざるが如  
 き困難なる調査に對して興信所は側面觀察を以  
 て迅速に其職務を遂行せんとするものなれば其  
 回報の十二分ならざる固より其所にして又之れ  
 を咎むべき理據あらざるなり。只興信所は十分  
 の調査を遂行すべく之れに必要な機關と設備と

を整へ質實堅固なる事務員を使用して眞摯誠實  
 に職務に従ふを以て足るとせざるべからず。乍  
 併本邦興信制度の將來に於て調査を十分ならし  
 むる爲めに何分の解決を要すべき事項としては  
 大要左の如きものあり。

(一) 公債株券類は本邦國債は金祿公債のみ  
 記名式にして他は請求により記名式に變更し得  
 る無記名式にて發行せらるゝことなるが今日實  
 際發行され居るものゝ多數は無記名公債なり而  
 して此無記名公債の移動に關しては大興信所は  
 銀行が其利拂を爲したる際徴する所の領收證よ  
 り歸納するも往々脱漏を免れず又國債所有者本  
 人を索出し得ざる場合もあり、又株券社債券に  
 關しては全國の各事業會社より毎半年必ず考課  
 狀を徴し所有者及株數債券金額等を臺帳に拾ひ  
 上げ必要の場合に時價に見積られたる金高と共  
 に資産切符と稱する「カード」に記入されて調査  
 員(Reporters)の手に移り其移動の實際は外部の



調査に俟つことゝなるも移動の烈しきものにあ  
りては現在の實數を精確に調査することは困難  
なり(二)不動産抵當の貸借の公正證書を作成  
するに止めて登記を経ざるものは興信所の視ひ  
易からざる所にして個人間の貸借に於て特に然  
りどす又(三)個人間の信用貸借は公正證書に依  
るものも又手形に依るものも甚だ漠然たるもの  
ありて取別け調査困難に屬すれども二項も三項  
も通例其金高少なくして大體の調査上には著し  
き影響は之れ無きが如し(四)被調査人所藏の貴  
重品書畫骨董品庭園木石等の評定計算は是亦興  
信所の爲し易からざる所のものにして萬一の場  
合の處分に方りては著しく價格を減少するもの  
なるが故に興信所は普通是等を計算外に置き特  
に幾萬圓或は幾十萬圓の珍寶所藏家として知ら  
るゝものに限る其幾分を財産中に見積るの例な  
るが前者の場合に於て全然是等を算外に置くは  
財産に對する調査の完全を期する所以ならず  
(五)遠隔の場所に所有する不動産にして時に調

査に漏るゝことあり外國所在の不動産に於て殊  
に然りとす此脱漏も亦被調査人の不利益なるも  
のなれば之れに對しても調査連絡を普及し遺漏  
なからんことを期するを要すべし。  
興信所が其困難なる職務遂行に成功せんとす  
るには先づ第一に出来る丈多くの且常に擴張の  
必要ある各地方に信賴するに足る調査通信員を  
置くの必要あり。此調査通信員は一定の指令に  
基きて活動し、其要求せられたる事項を慎重綿  
密に報告し且其後に於て報告事項に變更を生じ  
たる時は直ちに自ら之を報告せざるべからざる  
なり。

此調査通信員選擇の良否は興信所業務の遂行  
に特に重大なる關係を有するものなり。而して  
興信所が斯かる通信員を實業界に於ける適當な  
る人々の中より求めんとするには先づ興信所自  
ら一般の信用を得尊敬を受けざるべからざるや  
勿論なり。又興信所は其本部及支部に十分訓練  
されたる堪能なる事務家なかるべからず。事務  
員の行動は須らく形式的に流るゝことなくして  
細心なる注意を以て問合せ來る審問を處理し、

而して其際には常に記録を利用するを怠るべか  
らず。尙其日常の取引公利物其他會員の信用す  
べき報告等にして苟も採るべき材料あらば悉く  
之を記録に載せざるべからず。商人が其信用の  
爲に自ら進んで信用ある興信所に對し自己の營  
業に關する眞實にして根據ある報告を爲すの風  
習の實業界に生ずるとは興信事業の上に特に重  
大なる關係を有す。若し此事實が行はるゝに至  
らんか不利益なる報告によりて信用を毀損せら  
れたり云ふ苦情は一掃せらるゝに至るべし。

以上此等凡ての條件より更に一層重要なるは  
各大興信所が其職務遂行に耐ふる經營者を有す  
るの一事なりとす。單に資本を有するのみを以  
て足るものに非ず。一般の素養、敏活、精力、經  
營の才、經驗、廣く實業界の生活、習慣に通曉す  
ること、各種の信用程度の人々に對する思慮觀  
念及其感情等は其指揮經營の任に當るものゝ有  
せざるべからざる最も重大なる性質なりとす斯  
かる要求を完全に充す人物を見出すは困難なり  
と雖も此状態たるや各興信所の如何を判斷する  
に重要たる關係を有するものたるなり。(未完)

## 戰時に於ける佛國の經濟 及び財政(下)

高島佐一郎

- 目 次
- 五 一般信用銀行及び貯蓄銀行
  - 六 爲替關係と爲替恐慌の辯明
  - 七 財政及び財政上の動員
  - 八 普佛戰時と現戰時との比較

### 五 一般信用銀行及び貯蓄銀行

佛國金融上の全景を通覽して、其の完たきを期  
せんには、單り佛蘭西銀行の地位のみを考へて、  
足るべきにあらず。寔に此の半官半私の偉大  
なる組織以外にも、佛蘭西金融界に、重要な  
任務を遂行するの、株式組織の多數銀行ありと  
す。是等の銀行は、紐育の組合銀行の如く、或